

〔一部訂正して再掲〕

# 臨床実習指導者講習会の生涯教育制度への統合について

教育部 生涯教育委員会

本誌第92号（2019年11月15日発行）にて臨床実習指導者講習会の生涯教育制度への統合について掲載しましたが、一部誤りがあったため再掲します。  
 会員及び関係者の皆様にはご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。再掲にあたって誤った箇所は、赤字で記載しています。

誤 p 11 2) ① 3行目 認定作業療法士取得研修の申込み時まで  
 ② 2行目 認定作業療法士取得研修の申込み時まで  
 正 認定作業療法士申請時

## 1. 生涯教育制度における臨床実習指導者講習会の位置付け

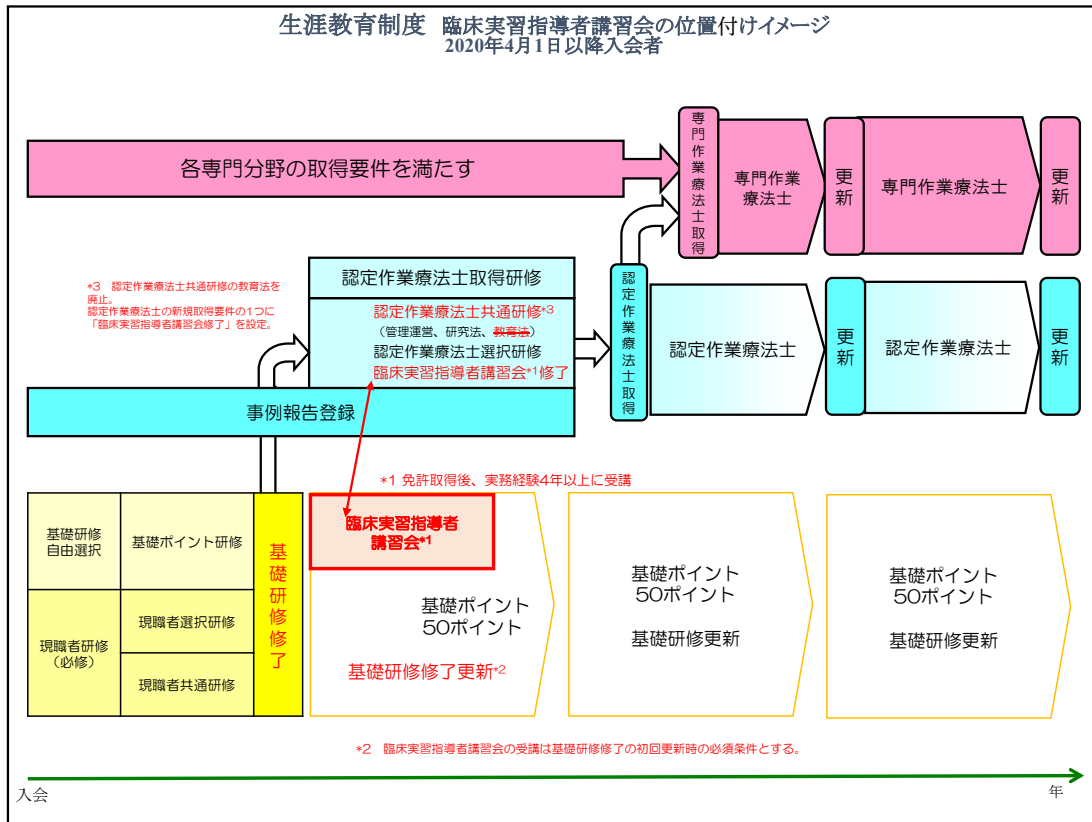


図1 生涯教育制度における臨床実習指導者講習会の位置付け

図1は2020年度からの「臨床実習指導者講習会」の位置付けをイメージした生涯教育制度の構造図です。基本的には、基礎研修修了後の初回更新時まで受講が必須となる更新必修研修として位置付けら

れました。

「臨床実習指導者講習会」は免許取得後、実務経験4年以上の方が受講可能。以下、会員履歴および生涯教育の進捗状況別に受講条件等を示します。

1) 2020年4月1日以降に入会する会員の方

- ・基礎研修の初回修了申請は従来通り行う。
- ・基礎研修修了申請後、有効期限の更新を行う場合には初回の更新時まで、臨床実習指導者講習会の受講修了が必要。また認定作業療法士を目指す方は、認定作業療法士取得研修の受講要件として臨床実習指導者講習会の受講修了が必要。

2) 2020年3月31日までに入会している会員の方  
ご自身の生涯教育制度の進捗状況を確認してください。

- ①基礎研修がまだ修了していない会員：初回更新までに臨床実習指導者講習会を受講修了、あるいは、**認定作業療法士申請時**までに臨床実習指導者講習会の受講修了が必要。
- ②基礎研修が修了している会員：受講を強く推奨（次期制度改定では受講が必須となります）。**認定作業療法士申請時**までに臨床実習指導者講習

会の受講修了が必要。

③認定作業療法士のうち、臨床実習指導者研修修了認定の未申請者：受講を強く推奨。

④専門作業療法士の会員：受講を強く推奨。

3) 2019年度までに認定作業療法士取得共通研修「教育法」を受講済の会員の方

- ・認定作業療法士を新規に申請する場合は、従来の要件にて申請可能。
- ・臨床実習指導者研修修了認定を受けていない場合は、臨床実習指導者講習会の受講を強く推奨。

4) 認定作業療法士の資格再認定試験の受験資格

- ・臨床実習指導者講習会修了を新たな受験要件とします。

5) その他

- ・臨床実習指導者講習会世話人への基礎研修ポイント（講師ポイント）は2ポイント、認定作業療法士更新要件の社会的貢献・後輩育成1回（認定作業療法士更新5ポイント）となります。

2. 認定作業療法士制度の改定（臨床実習指導者講習会の位置付け）

新規取得要件の新旧比較は以下の表1の通りです。

表1 認定作業療法士新規取得要件の変更

	旧 取得要件	新 取得要件
認定作業療法士取得共通研修	3 講座 受講修了 「教育法」「研究法」「管理運営」	2 講座 受講修了 「研究法」「管理運営」
認定作業療法士取得選択研修 「臨床実習指導者講習会」	2 講座 受講修了	2 講座 受講修了 講習会受講修了
症例報告（3例）	3 事例（読み替え要件あり）	3 事例（読み替え要件あり）

従来の認定作業療法士取得共通研修の「教育法」が時間数ならびに研修内容の点で「臨床実習指導者講習会」に包含されることが確認されました。このことにより2020年度からは、認定作業療法士取得の要件であった「教育法」を廃止し、認定作業療法

士の新規取得要件の1つに「臨床実習指導者講習会修了」を設定することとなります。

会員の皆様は継続した生涯教育への取り組みをお願いします。

本件に関する問い合わせは、ot-syougaiyouiku@jaot.or.jp までお願いします。